

日本小児科学会こどもの生活環境改善委員会

Injury Alert (傷害速報) Follow-up 報告 No. 9

No. 66 磁石と鉄球の誤飲による小腸穿孔の類似事例 ネオジム磁石の誤飲 その後

1. 2018年4月国民生活センターからネオジム磁石に関する注意喚起がなされたものの、同種の傷害が複数例 Injury Alert に投稿された (No. 66 類似例 3-8)。そこで、本学会より消費者庁の消費者安全課 事故調査室に事故等原因調査の申出書を提出した。その結果、消費者安全調査委員会により事故等原因調査が行われ、2021年11月に本学会との連名で、磁石誤飲の周知資料¹⁾が公表され、2022年3月には「ネオジム磁石製のマグネットセットによる子どもの誤飲事故」の報告書が公表された¹⁾。
2. 上記の報告書の中には、ネオジム磁石製マグネットセットについて、製品の特性 (ISO 8124-1 玩具安全基準の6~9倍と磁力が強い、1セットあたりの個数が多く誤飲し紛失しても気づきにくい)、および製品の危険性 (腸管穿孔や死亡にいたる事例もある) が説明されている。また欧州やオーストラリア連邦をはじめ海外では、法的拘束力を有する磁石玩具に対する技術基準がISO 8124-1などに準拠して定められているが、日本では、同種の法的な規制が定められていないため、日本国内ではマグネットセットを製造、輸入、販売できてしまっていると、国内外の法規制状況について詳しく述べられている。
3. 再発防止のために、消費者安全調査委員会は、経済産業大臣に対し、法令による規制とインターネットモール事業者 (ECモール事業) への協力を求めることについて意見を述べた。それをもって、経済産業省は2022年6月、主要なECモール事業に対して、ネオジム製品を販売する事業者①販売する際に、商品説明に「知育」「教育」といった言葉を使わない、②商品説明に対象年齢14歳以上と明記すること、③子供が誤飲し開腹手術が必要になった事故が複数起きていることを明示し、子どもに触れさせないように注意喚起することに対し協力を要請した²⁾。注意喚起にとどまらず、子どもにとって安全な環境をつくるために、法令による規制に関する検討がすすむことを期待したい。

【参考文献】

- 1) 消費者庁. 担当 事故調査室. “ネオジム磁石製のマグネットセットによる子どもの誤飲事故” 消費者庁. https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_021/assets/csic_cms101_211125_01.pdf https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_021/assets/csic_cms101_220324_02.pdf (参照 2022-7-27)
- 2) 産業保安グループ 製品安全課長 田中ら. “ネオジム磁石製のマグネットセットによる子どもの誤飲事故の防止について (注意喚起及び協力要請)” 経済産業庁. <https://www.meti.go.jp/press/2022/06/20220624003/20220624003.html> (参照 2022-7-27)